別表(第7条関係)

事業名	補助対象者	補助対象事業	補助対象経費	補助率・補助額
店舗魅力向上事業	民間事業者(第	店舗の集客及び収益	当該地域の商業振興計画に基づき、実施する経営革新の	
	5条の要件を満	の増加につながる、	ための事業に必要な次の経費	
ļ	たすもの)	店舗の魅力向上に資	(1)店舗改装費	
		する取組で、地域生	内外装整備は、必要最小限度のものとし、店舗構造の変	
		活者の利便性、地域	更、華美な装飾等は、補助対象外とする。	【補助率】
		商業の活性化並びに	(建築確認が必要となる大規模修繕費並びに建物の構造	
		商業機能及び商店街	及び床面積の変更に伴う工事に要する経費は、対象外とす	補助対象経費
		の維持・発展につな	る。)	の2分の1以内
		がる事業	(2)設備費	【補助限度額】 上限額 100 万円 下限額 10 万円
			ア 設備及び備品は原則として補助対象外とするが、新た	
			な取組の実施に不可欠なものは補助対象とする。	
			イ 空調設備、音響設備、厨房機器及び厨房内設備は、補	
			助対象外とする。	
			(3) その他経費	
			(1)及び(2)に掲げるもののほか、知事が必要がある	
			と認めた経費	

- 注(1) 補助対象経費に補助率を乗じて得た補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- (2) 事業計画書の作成に当たっては、商工会・商工会議所等の支援機関のアドバイスを受けること。
- (3) 消費税は、補助対象外とする。